

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区分	住民基本台帳 人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	1,339,006人	518,893,186千円	1,228,363千円	111,268,576千円	21.4%	21.3%

(注1) 住民基本台帳人口は20年3月31日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	10,724人	43,977,548千円	15,088,665千円	20,074,897千円	79,141,110千円	7,380千円	7,198千円

(注1) 職員手当は、退職手当を含みません。

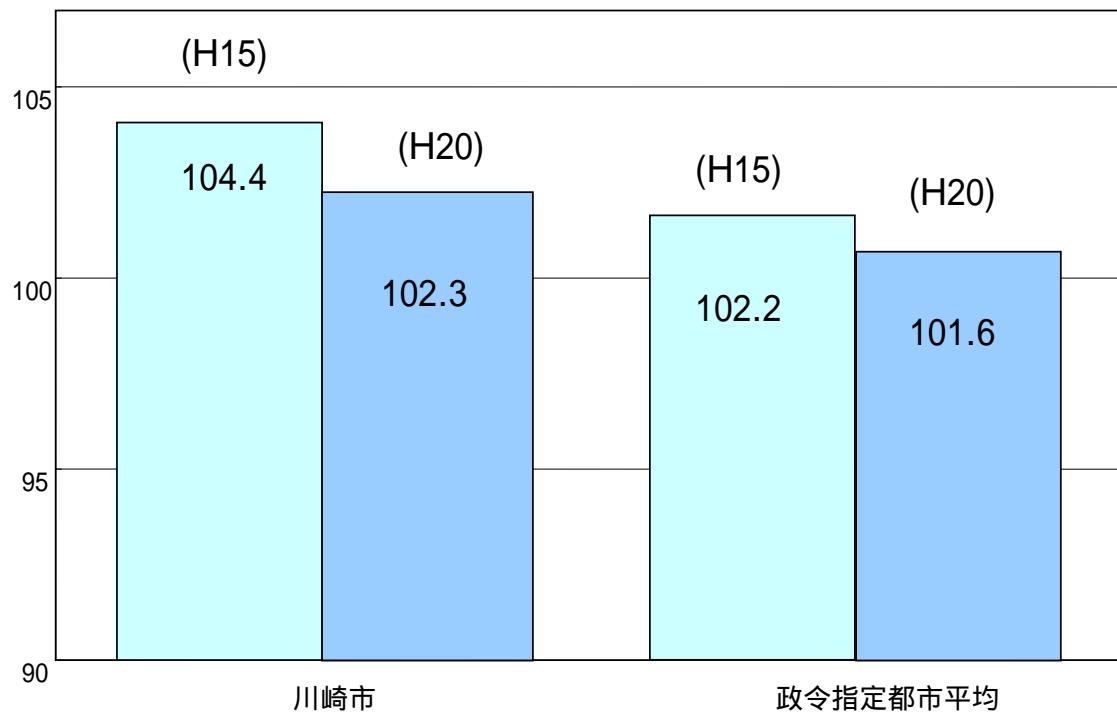
(注2) 職員数は、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、19年4月1日現在の普通会計
関係職員数です。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数の状況は次のとおりです。



（注）ラスパイレス指数とは、一般行政職（技能労務職や教育職などは除かれています。）を対象として、地方公共団体の職員構成（学歴別・経験年数別構成）が国と同一であると仮定して算出するもので、国の水準を100とした場合のその団体の給与水準を示す指標です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（平成20年4月1日現在） **102.3**

（注1）平成20年4月1日現在における川崎市の地域手当支給率と、国基準の地域手当支給率により算出したものです。

（注2）「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における、国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。川崎市と国の支給率は同じですので、補正前のラスパイレス指数と同じ数値となります。

(5) 給与改定の状況

20年10月2日に川崎市人事委員会が川崎市に対して行った職員の給与に関する勧告の内容と、勧告後の改定状況は次のとおりです。

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
20年度	419,766 円	419,722 円	44 円 (0.01%)	0%	0%	0%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
20年度	4.52月	4.50月	0.02月	0月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の平均年齢、平均給料月額などの状況は次のとあります。

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
川崎市	42.5歳	346,871円	481,551円	420,379円
神奈川県	43.9歳	367,557円	486,574円	426,683円
国	40.7歳	325,724円	383,541円	
政令指定都市平均	43.4歳	354,883円	474,358円	421,890円

技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	
川崎市	45.3歳	2,118人	325,672円	421,309円	387,181円			
うち清掃職員	44.8歳	1,001人	334,213円	454,953円	402,048円	廃棄物処理業 従業員	43.6歳	299,700円
うち学校給食員	45.5歳	301人	295,410円	348,427円	343,090円	調理士	39.4歳	286,200円
うち用務員	45.8歳	383人	320,351円	387,247円	375,561円	用務員	53.9歳	225,900円
うち自動車運転手	45.8歳	142人	336,904円	438,236円	404,263円	自家用乗用 自動車運転手	55.9歳	263,800円
うち守衛	45.9歳	22人	331,505円	410,655円	395,415円	守衛	54.7歳	321,200円
神奈川県	52.8歳	696人	369,696円	453,100円	425,027円			
国	48.9歳	4,784人	284,679円	320,623円				
政令指定都市平均	45.4歳	2,035人	328,088円	416,870円	386,641円			

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
川崎市			
うち清掃職員	7,305,081円	4,170,000円	1.75
うち学校給食員	5,731,125円	3,851,600円	1.49
うち用務員	6,395,175円	3,227,400円	1.97
うち自動車運転手	7,098,353円	3,423,400円	2.07
うち守衛	6,723,296円	4,595,300円	1.46

民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されている神奈川県のデータを使用しています。(平成17~19年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤務手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	47.2歳	424,499円	541,494円
神奈川県	47.4歳	429,834円	527,191円
政令指定都市平均	45.7歳	410,993円	509,969円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	42.3歳	340,442円	470,403円
政令指定都市平均	42.2歳	339,503円	470,306円

(注1) 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の初任給の状況は次のとおりです。

区分	川崎市	国
一般行政職	大学卒	201,152円
	高校卒	161,840円
技能労務職	甲	153,664円
	乙・業務	148,736円
高等学校教育職	大学卒	227,136円
	高校卒	179,312円
消防職	大学卒	218,624円
	高校卒	175,168円

(注) 川崎市及び国の初任給等は、給料(俸給)と地域手当の合計額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(20年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次のとおりです。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,633円	328,246円
	高校卒	225,850円	273,373円
技能労務職	高校卒	219,833円	261,982円
	中学卒	189,350円	232,804円
高等学校教育職	大学卒	338,069円	386,734円
消防職	大学卒	287,650円	342,942円
	高校卒	252,380円	298,166円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

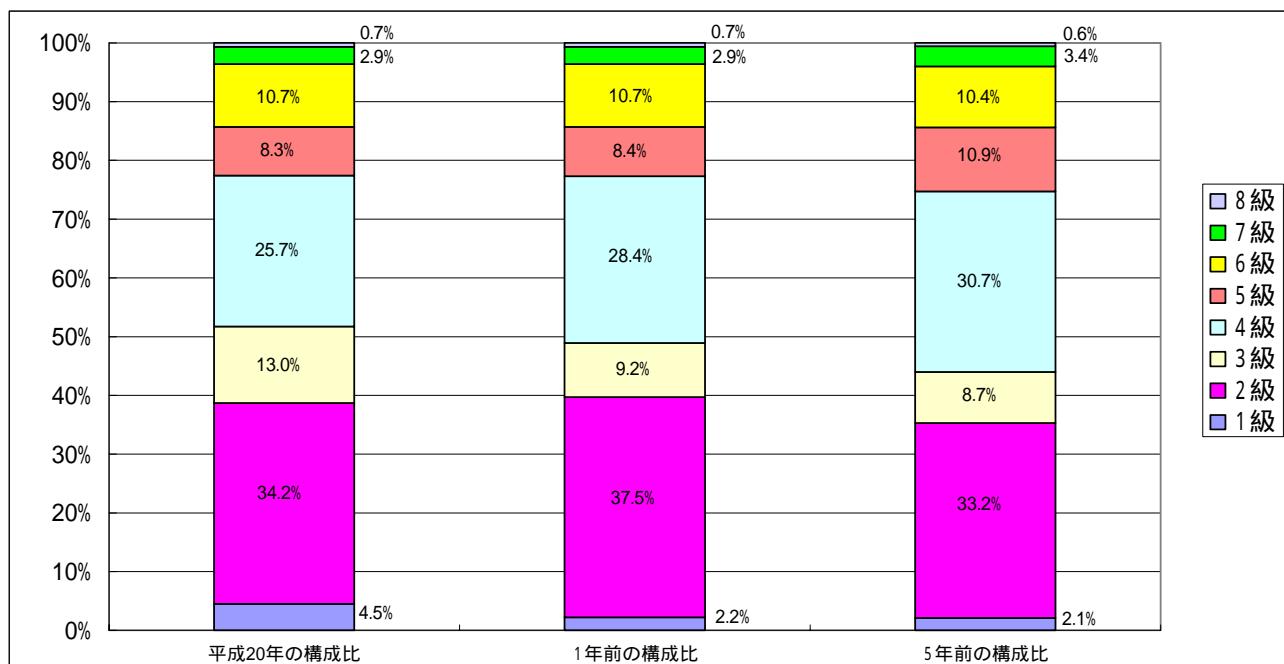
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	職員	220人	4.5%
2級	高度職員	1,687人	34.2%
3級	主任	635人 [17人]	13.0%
4級	係長	1,266人	25.7%
5級	課長補佐	409人	8.3%
6級	課長	531人	10.7%
7級	部長	142人	2.9%
8級	局長	33人	0.7%

(注1)川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2)一般行政職とは、行政職給料表(1)適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。

(注3)標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

(注4)[]内には、再任用短時間勤務職員を別掲で記載しています。



(注)平成19年4月1日に級の切り替えを実施したため、「5年前の構成比」は、現在の職務の級に当てはめて算出しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員(一部の派遣職員等を除く。)に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。この評価結果を、管理職から段階的に、昇給へ反映させることとしました。平成20年度の評価結果は、平成21年度の昇給(昇給日は4月1日)に反映されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。平成19年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,820,735円	
（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)	（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。

平成19年度の評価結果に基づき、成績率を適用し、平成20年度勤勉手当に反映させています。各成績率の人数と人員分布は次のとおりです。

平成20年6月期

成績率（単位：/100）	88.5	81.0	73.5	65.0	56.0	合計
人数	549人	1,084人	4,263人	137人	10人	6,043人
人員分布	9.1%	17.9%	70.5%	2.3%	0.2%	100%

平成20年12月期

成績率（単位：/100）	88.5	81.0	73.5	65.0	56.0	合計
人数	549人	1,075人	4,324人	132人	11人	6,091人
人員分布	9.0%	17.6%	71.0%	2.2%	0.2%	100%

(2) 退職手当 (20年4月1日現在)

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

区分		川崎市		国	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	23.5月	30.55月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	41.34月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.5月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		19年度			
一人当たりの平均支給額		2,682万円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員(公営企業職員を除く)に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (20年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金が高い地域に勤務する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は12%、川崎市域に勤務する国家公務員の支給率も同じく12%となっています。

支給実績(19年度決算)	5,364,138千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	499,547円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
川崎市	10,738人	12%	12%

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。制度の趣旨に合わない手当の見直しを今後も進めてまいります。

支給実績(19年度決算)	535,795千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	92,859円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	52.4%		
手当の種類(手当数)	13手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
税務手当	ア 区役所市民税課に勤務する職員で市税の賦課の業務に従事したもの(工に掲げる者を除く。) イ 区役所資産税課に勤務する職員で固定資産税及び都市計画税の賦課に関する調査の業務に従事したもの(工に掲げる者を除く。)	従事した日1日につき 150円 従事した日1日につき 150円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
税務手当		<p>ウ 区役所納税課に勤務する職員で滞納者に係る市税の徴収又は滞納処分の業務に従事したもの(工に掲げる者を除く。)</p> <p>工 固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に関する調査又は市税に係る不服申立てに関する調査を行うために出張し、当該調査の業務に従事した職員</p>	<p>従事した日 1 日につき 300円</p> <p>従事した日 1 日につき 300円</p>
福祉業務等手当	(1)	<p>ア 保育園に勤務する職員で保育の業務に従事したもの(看護師(准看護師を含む。以下同じ。)を除く。)</p> <p>イ 地域子育て支援センターに勤務する職員で児童の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの</p> <p>ウ 地域療育センターに勤務する職員で知的障害児又は肢体不自由児の養護の業務に従事したもの</p> <p>工 地域療育センターに勤務する職員で知的障害児又は肢体不自由児の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(ウ及び(6)の項のアに掲げる者を除く。)</p> <p>オ しいのき学園に勤務する職員で知的障害児の養護の業務に従事したもの((6)の項のアに掲げる者を除く。)</p> <p>カ しいのき学園に勤務する職員で知的障害児の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(オ及び(6)の項のアに掲げる者を除く。)</p>	<p>従事した日 1 日につき 170円</p> <p>従事した日 1 日につき 170円</p> <p>従事した日 1 日につき 170円</p> <p>従事した日 1 日につき 100円</p> <p>従事した日 1 日につき 260円</p> <p>従事した日 1 日につき 130円</p>
	(2)	<p>ア 児童相談所保護係に勤務する職員で児童の一時保護の業務に従事したもの</p> <p>イ 児童相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(ア及び(6)の項のアに掲げる者を除く。)</p>	<p>従事した日 1 日につき 260円</p> <p>従事した日 1 日につき 130円</p>
	(3)	<p>ア 介護老人保健施設三田あすみの丘に勤務する看護師で療養者の看護の業務に従事したもの</p> <p>イ 介護老人保健施設三田あすみの丘に勤務する介護支援職で療養者の介護の業務に従事したもの</p> <p>ウ 介護老人保健施設三田あすみの丘に勤務する職員で高齢者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(ア及びイに掲げる者を除く。)</p>	<p>従事した日 1 日につき 350円</p> <p>従事した日 1 日につき 260円</p> <p>従事した日 1 日につき 100円</p>

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
福祉業務手当	(4)	ア 精神保健福祉センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの イ 精神保健福祉センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。）	従事した日 1 日につき 350 円	従事した日 1 日につき 130 円
	(5)	ア こども家庭センターに勤務する職員で児童の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（（6）の項のアに掲げる者を除く。） イ わーくすに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの ウ 障害者更生相談所に勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（（6）の項のアに掲げる者を除く。） エ 百合丘障害者センターに勤務する保健師及び看護師で障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの オ 百合丘障害者センターに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（エ及び（6）の項のアに掲げる者を除く。） カ 陽光園に勤務する職員で知的障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（（6）の項のアに掲げる者を除く。） キ 明望園に勤務する職員で身体障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（（6）の項のアに掲げる者を除く。） ク 盲人図書館に勤務する職員で視覚障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの ケ 社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの コ 社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（ケに掲げる者を除く。）	従事した日 1 日につき 130 円	従事した日 1 日につき 100 円
			従事した日 1 日につき 100 円	従事した日 1 日につき 100 円
			従事した日 1 日につき 350 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 130 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 130 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 130 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 130 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 350 円	従事した日 1 日につき 130 円
			従事した日 1 日につき 130 円	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
福祉業務手当	(6)	ア 総務局、市民・こども局、健康福祉局又は区役所に勤務する保健師、助産師及び看護師で社会福祉又は保健衛生の相談又は指導の業務に従事したもの（（3）の項のア、（4）の項のア並びに（5）の項の工及びケに掲げる者を除く。）	従事した日 1 日につき 170 円	
		イ 区役所の保健福祉センター又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険又は生活保護に関する相談又は指導の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。）	従事した日 1 日につき 130 円	
		ウ 区役所の保健福祉センター又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で保健福祉又は保険年金に関する相談又は指導の業務に従事したもの（ア及びイに掲げる者を除く。）	従事した日 1 日につき 100 円	
	(7)	健康福祉局又は区役所に勤務する職員で精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務に従事したもの	移送 1 件につき 140 円	
夜間特殊業務手当	(1)	介護老人保健施設三田あすみの丘に勤務する看護師及び介護支援職	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において行われる入所者の看護又は介護の業務に従事したとき。	勤務 1 回につき 7,200 円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が 2 時間以上 6 時間未満の場合は 4,500 円とし、2 時間未満の場合は 3,600 円とする。
	(2)	児童相談所保護係、しいのき学園又は生活訓練支援センターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護、入所者の介護等の業務に従事したとき	勤務 1 回につき 3,000 円
	(3)	処理センター又は水処理センター（麻生水処理センターを除く。）に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかる緊急の対応の業務に従事したもの	勤務 1 回につき 650 円
	(4)	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる通信受付の業務に従事した消防吏員	勤務 1 回につき 650 円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が 2 時間未満の場合は、520 円とする。	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
動物管理業務手当		<p>ア 夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員で動物の飼育又は診療の業務(動物に直接接触する業務に限る。)に従事したもの</p> <p>イ 動物愛護センターに勤務する職員で犬等の捕獲又は処分の業務に従事したもの</p> <p>ウ 区役所保健福祉センターに勤務する職員で犬等の捕獲の業務に従事したもの</p>	従事した日 1 日につき 500円 従事した日 1 日につき 500円 従事した日 1 日につき 500円
生活環境業務等手当	(1)	<p>ア 環境局の総務部(庶務課工事検査担当に限る。)又は生活環境部、施設部若しくはこれらの部に属する事業所に勤務する職員で廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの(イからキまでに掲げる者を除く。)</p> <p>イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備(清化槽設備を除く。)の維持管理の業務に従事したもの</p> <p>ウ 生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う清化槽設備の維持管理の業務に従事したもの(イに掲げる者を除く。)</p> <p>エ 環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの</p> <p>オ クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの</p> <p>カ 処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの</p> <p>キ 浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの</p>	従事した日 1 日につき 350円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 550円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 800円 従事した日 1 日につき 800円
	(2)	クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの	従事した日 1 日につき 350円
	(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの	従事した日 1 日につき 350円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
用地等折衝業務手当		(1) 土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事した職員		従事した日 1 日につき 1 4 0 円
		(2) ア 市有地(借地を含む。以下同じ。)を不法占拠し、当該市有地に建築物又は構築物を設置した者に対する除却若しくは撤去又はこれらの指導の業務に従事した職員 イ まちづくり局指導部に勤務する職員で違反建築物に係る是正の指導、命令等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したもの		従事した日 1 日につき 1 4 0 円 従事した日 1 日につき 1 4 0 円
汚泥処理業務等手当		ア 入江崎総合スラッジセンター設備係に勤務する職員で汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したもの イ 建設局水質管理課に勤務する職員(工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。)又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課に勤務する職員で汚泥等に接触してその処理を行う業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したもの		従事した日 1 日につき 7 5 0 円 従事した日 1 日につき 5 0 0 円
危険作業手当		(1) 農業技術支援センター、多摩川管理事務所、公園事務所又は緑化センターに勤務する職員で薬剤の散布の業務に従事したもの		従事した日 1 日につき 3 0 0 円
		(2) 衛生研究所又は区役所保健福祉センターに勤務する職員で感染症の病原体により汚染された検体又は汚染された疑いがある検体の試験又は検査の業務に従事したもの		従事した日 1 日につき 1 4 0 円
		(3) 健康福祉局疾病対策課又は区役所に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された場所又は汚染された疑いがある場所における消毒の業務に従事したもの((5) の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日 1 日につき 3 0 0 円
		(4) 放射線を人体に対して照射する業務その他の放射線に被ばくするおそれがある業務に従事した職員		従事した日 1 日につき 2 5 0 円
		(5) ア 地上又は水面上 1 0 メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事した職員 イ まちづくり局建築審査課に勤務する職員で昇降機の検査の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)		従事した日 1 日につき 3 0 0 円 従事した日 1 日につき 3 0 0 円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
危険作業手当	(6)	常時船舶に乗船勤務する職員で港内の水面清掃の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)	従事した日 1 日につき 170 円	
	(7)	ア 区役所建設センター工事課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持補修工事の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。) イ 公園事務所又は緑化センターに勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での樹木のせんていその他これに類する業務に従事したもの((1)の項に規定する者及び(5)の項のアに掲げる者を除く。)	従事した日 1 日につき 210 円 従事した日 1 日につき 140 円	
	(8)	ア 公害研究所、中央卸売市場北部市場食品衛生検査所、地方卸売市場南部市場食品衛生検査所、社会参加支援センター、衛生研究所又は建設局水質管理課に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したもの(汚泥処理業務等手当の項のイに掲げる者及び(2)の項に規定する者を除く。) イ 消防局予防課調査係に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験、研究又は鑑識の業務に従事したもの	従事した日 1 日につき 140 円 従事した日 1 日につき 140 円	
消防業務手当	(1)	火災等による災害の防御(以下「火災防御等」という。)のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員(ヘリコプター業務手当の支給を受ける者を除く。) ア 救助活動の業務に従事した救助隊員 イ 火災防御等の用に供する大型自動車、中型自動車(ポンプ自動車を除く。)又は大型特殊自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員 ウ 火災防御等の用に供する中型自動車(ポンプ自動車に限る。)又は普通自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員 エ 消防艇の艇長及び機関長 オ 消防艇の乗組員(エに掲げる者を除く。) カ その他の消防吏員	出場時間が 1 時間を超える場合は、次に掲げる額にその超える時間 1 時間ににつき 200 円を加算した額とする。 出場 1 回につき 850 円 出場 1 回につき 850 円 出場 1 回につき 800 円 出場 1 回につき 850 円 出場 1 回につき 640 円 出場 1 回につき 500 円	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額	
消防業務手当	(2)	救急のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員			
		ア 救急救命処置(救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。)の業務に従事した救急救命士		出場1回につき 510円	
		イ 救急自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員		出場1回につき 220円	
ウ その他の消防吏員				出場1回につき 170円	
		(3) 潜水器具を着用して行う潜水の業務に従事した消防吏員		業務1回につき 340円	
		(4) 火災の原因又は火災による損害の調査の業務に従事した消防吏員		調査1件につき 120円	
ヘリコプター業務手当		ア ヘリコプターの操縦の業務に従事した消防吏員		(ア)飛行時間3,000時間以上 の経験を有する者 従事した日1日につき5,000円 (イ)飛行時間2,000時間以上 3,000時間未満の 経験を有する者 従事した日1日につき4,500円 (ウ)飛行時間1,000時間以上 2,000時間未満の 経験を有する者 従事した日1日につき4,000円 (エ)飛行時間500時間以上 1,000時間未満の経験 を有する者 従事した日1日につき3,000円 (オ)飛行時間500時間未満 の経験を有する者 従事した日1日につき2,000円	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
ヘリコプター業務手当	(1)	イ ヘリコプターの整備の業務に従事した消防吏員		(ア)1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年以上の者 従事した日1日につき3,000円 (イ)1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年未満の者 従事した日1日につき2,000円 (ウ)2等航空整備士の資格を有する者 従事した日1日につき1,000円 (エ)その他の者 従事した日1日につき500円
	(2)	災害、訓練等のためにヘリコプターに搭乗して行う業務に従事した消防吏員		搭乗1時間につき1,300円
	(3)	飛行中のヘリコプターの機外において行う業務に従事した消防吏員		業務1回につき2,300円
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事した職員		従事した日1日につき4,000円
災害応急作業等派遣手当		ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。)に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に従事した職員(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及びイに掲げる者を除く。) イ 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した職員(同項に規定する災害発生市町村及び当該災害発生市町村の属する都道府県から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)	従事した日1日につき910円。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。 従事した日1日につき910円。ただし、消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2第1項に規定する火災警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給額
教員特殊業務手当	(1)	市立幼稚園及び市立高等学校(以下「学校」という。)の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手で職務の級が川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)の幼稚園教育職給料表の2級若しくは1級又は給与条例の高等学校教育職給料表の3級、2級若しくは1級であるもの(以下「教諭等」という。)	ア 非常災害時における生徒又は園児(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 生徒等に対する緊急の補導の業務	従事した日1日につき380円から2,100円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(2)	修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等	従事した日1日につき380円から2,100円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額	
	(3)	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは給与条例第10条第1項に規定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等	従事した日1日につき380円から2,100円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額	
	(4)	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒等に対する指導の業務(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等	従事した日1日につき380円から2,100円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額	

	(5)	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの(当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。)に従事した教諭等	従事した日1日につき380円から2,100円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
--	-----	---	---

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績(19年度決算)	3,048,009千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	422,162円
支給実績(18年度決算)	2,754,953千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	390,054円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(6) その他の手当(20年4月1日現在)

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 (2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの	(1) 208,900円の範囲内 (2) 100,100円の範囲内	異なる。	支給額	53,430千円	2,055,000円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	異なる。	支給額	1,238,636千円	242,016円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借り受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	異なる。	支給要件 支給額	874,707千円	89,898円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	異なる。	支給要件 支給額	1,270,841千円	121,821円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。	基礎額 23,000円 加算額 配偶者との住居との距離が一定以上のものについて45,000円の範囲内で加算	同じ。		1,044千円	348,000円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		865,755千円	562,910円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ。		131,022千円	104,400円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき4,200円（特殊な業務は6,000円） ・5時間以下の勤務は2,100円（特殊な業務は3,000円）	異なる。	支給額	7,146千円	255,214円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、53,700円～139,000円	異なる。	支給額	803,677千円	936,686円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円～12,000円（ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額）	異なる。	支給額	3,833千円	60,841円
定時制教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教諭等に支給する。	34,000円 (管理職手当を受ける者は27,000円)			43,455千円	426,029円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給されない者 18,000円～38,000円 定時制教育手当を支給される者 10,800円～22,800円			19,523千円	424,413円
教員特別手当	高等学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。	高等学校教育職給料表の適用を受ける者 5,000円～20,200円 幼稚園教育職給料表の適用を受ける者 2,600円～9,700円 定時制手当を支給される者は上記金額の4分の3 産業教育手当を支給される者は上記金額の4分の2			71,780千円	173,382円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
寒冷地手当	寒冷地に11月～3月までの間、勤務する職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主（扶養有） 17,800円 ・世帯主（扶養無） 10,200円 ・その他 7,360円 	同じ。		0千円	0円
災害派遣手当	国、他の市町村等から災害復旧等のために派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。	本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて日額 3,970円～6,620円			0千円	0円

（注）支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当(20年4月1日現在)

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

平成18年度に開催された特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成19年4月1日付けで特別職の報酬(給料)月額の引下げ改定を行い、さらに期末手当の算定式を見直したため、平成19年度から期末手当の減額措置を廃止しています。

区分	報酬(給料)月額	期末手当		備考
		支給月数	支給額	
市長	125万円	3.4月 (20年度支給割合)	6,774,500円	
副市長	99万円	3.4月 (20年度支給割合)	5,365,404円	
議長	103万円	3.4月 (20年度支給割合)	5,077,900円	
副議長	92万円	3.4月 (20年度支給割合)	4,535,600円	
議員	83万円	3.4月 (20年度支給割合)	4,091,900円	

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	1,250,000円×48月×60/100	36,000,000円	任期ごとに支払う。
副市長	990,000円×48月×43/100	20,433,600円	任期ごとに支払う。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

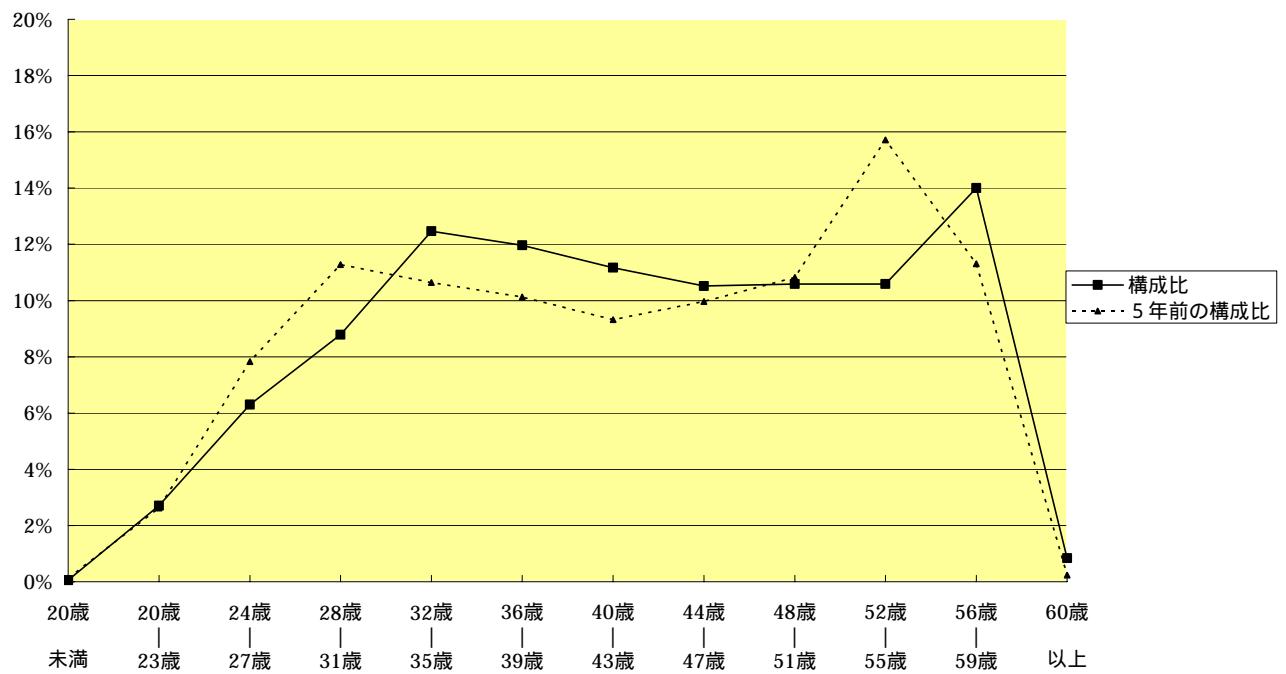
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	32人	32人	0人	戸籍事務電算化に伴う業務執行体制の見直し 区地域安全業務執行体制の充実 地球環境推進室及び環境技術情報センターの設置 滞納債権対策業務への対応 (仮称)市税事務所整備業務への対応 後期高齢者医療業務等への対応 区こども支援業務執行体制の充実 保育園管理運営主体の変更 保育園調理業務の委託化 長寿荘管理運営業務執行体制の見直し 百合丘障害者センターの設置 農業技術支援業務執行体制の充実 粗大ごみ収集運搬業務の委託化 道路維持管理業務の委託化
	総務	1,325人	1,302人	23人	
	税務	476人	468人	8人	
	民生	2,468人	2,448人	20人	
	衛生	2,181人	2,110人	71人	
	労働	23人	18人	5人	
	農林水産	53人	43人	10人	
	商工	78人	79人	1人	
	土木	1,172人	1,142人	30人	
	計	7,808人	7,642人	166人	
教育	(参考:人口10万人当たり職員数 571人)				
	教育	1,500人	1,464人	36人	学校給食調理業務・用務業務執行体制の見直し 市民館施設管理業務の委託化
	消防	1,417人	1,432人	15人	区学校運営指導業務執行体制の充実 消防署出張所統廃合に伴う執行体制の見直し 消防署指揮情報隊の設置
	小計	2,917人	2,896人	21人	(参考:人口10万人当たり職員数 216人)
公営企業等会計部門	病院	1,177人	1,193人	16人	院内感染対策業務への対応 配水工事事務所業務執行体制の見直し 水道事業再構築計画に基づく施設整備業務への対応 下水道事業地方公営企業法全部適用準備業務への対応 入江崎スラッジセンター運転操作業務の委託化 上平間営業所管理業務の委託化 国民健康保険事業執行体制の見直し
	水道	742人	705人	37人	
	交通	643人	602人	41人	
	下水道	435人	422人	13人	
	その他	486人	471人	15人	
	小計	3,483人	3,393人	90人	
合 計		14,208人 [15,075]	13,931人 [13,892]	277人 [1,183]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,040人)

(注1) 職員数は一般職に属する職員数です。

(注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	9	377	877	1,225	1,737	1,668	1,556	1,465	1,475	1,475	1,950	117	13,931

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
14,833人	13,133人	1,700人	11.5%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年～平成22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	8,208人	8,034人	7,808人	7,642人		
	増 減		174人	226人	166人		
教 育	職員数	1,627人	1,550人	1,500人	1,464人		
	増 減		77人	50人	36人		
消 防	職員数	1,416人	1,409人	1,417人	1,432人		
	増 減		7人	8人	15人		
公営企業 等 会 計	職員数	3,582人	3,553人	3,483人	3,393人		
	増 減		29人	70人	90人		
計	職員数	14,833人	14,546人	14,208人	13,931人	-	13,133人
	増 減		287人	338人	277人	902人(53.1%)	1,700人

（注1）計画期間は、17年～22年の5年間です。

（注2）（%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

（注3）増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

（参考）「第2次川崎市行財政改革プラン」に基づく定員適正化の数値目標及び取組結果

数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成20年4月1日 職員数	純減数	純減率
14,929人	13,929人	1,000人	6.7%

ここで職員数は、総務省が毎年実施している地方公共団体定員管理調査対象職員に再任用短時間勤務職員を加えた人数です。

取組結果

（各年4月1日現在）

	年次別取組結果（実績）				合 計	(参考) 数値目標
	平成17年 計画前年	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目		
減 員		611人	585人	678人	1,874人	
増 員		287人	222人	401人	910人	
差 引		324人	363人	277人	964人	1,000人
職員数	14,929人	14,605人 (32.4%)	14,242人 (68.7%)	13,965人 (96.4%)		13,929人

（注）（%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	31,956,882千円	2,673,963千円	7,562,492千円	23.7%	24.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	744人	3,094,153 千円	1,138,581 千円	1,412,494 千円	5,645,228 千円	7,588 千円	7,648千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.3歳	402,402円	630,510円
政令指定都市平均(水道事業)	44.7歳	397,057円	626,147円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額(19年度)	1人当たり平均支給額(19年度)			
1,898,513円	1,820,735円			
(19年度支給割合)	(19年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
3.0月分 1.50月分	3.0月分 1.50月分			
(1.6月分) (0.75月分)	(1.6月分) (0.75月分)			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%			
・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額			

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

区分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		19年度		19年度	
一人当たりの平均支給額		2,717万円		2,682万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		390,395千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		524,724円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	714人	12%

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給総額(19年度決算)	81,452千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	115,535円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	94.8%		
手当の種類(手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員が当該職務に係る作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)		従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水運用センター管理係員、谷ヶ原取水所員、浄水場浄水係員、平間配水所員又は量水器修理員が当該職務に係る作業に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)。		従事した日1日につき 乙額 280円
	給水装置センター検査係及び量水器係並びに配水工事事務所工務係、工事第1係、工事第2係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき(夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。)		従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については 660円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤 1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		従事した日 1日につき 800円

才 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	314,201千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	445,675円
支給実績（18年度決算）	339,643千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	468,473円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		120,972千円	242,915円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		61,746千円	87,089円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		82,672千円	111,119円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		26,199千円	159,750円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間	同じ。		23,543千円	175,697円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、77,300円～139,000円	同じ。		37,401千円	958,990円

(2) 工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	7,624,270千円	255,515千円	1,225,197千円	16.1%	16.4%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	110人	503,650 千円	178,169 千円	236,044 千円	917,863 千円	8,344 千円	7,736千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	49.3歳	448,909円	695,771円
政令指定都市平均(工業用水道事業)	37.4歳	407,799円	635,144円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係	
1人当たり平均支給額(19年度)	1人当たり平均支給額(19年度)	
2,145,854円		1,820,735円
(19年度支給割合)	(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	
3.0月分	1.50月分	
(1.6月分)	(0.75月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	
・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

区分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		19年度		19年度	
一人当たりの平均支給額		2,733万円		2,682万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		63,893千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		580,848円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	107人	12%

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給総額（19年度決算）	14,708千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	138,758円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	96.4%		
手当の種類（手当数）	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員が当該職務に係る作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水運用センター管理係員、谷ヶ原取水所員、浄水場浄水係員、平間配水所員又は量水器修理員が当該職務に係る作業に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。）。		従事した日1日につき 乙額 280円
	給水装置センター検査係及び量水器係並びに配水工事事務所工務係、工事第1係、工事第2係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については 660円)
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤1回につき 950円

才 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	28,609千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	269,899円
支給実績（18年度決算）	34,792千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	316,294円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		25,016千円	281,081円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		9,325千円	84,773円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合 距離に応じて 2,200円～24,500円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		11,078千円	100,712円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		11,873千円	215,869円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して、午後10時～翌 日の午前5時まで勤 務する職員に支給 する。	勤務1時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間	同じ。		9,930千円	292,072円
管理職 手当(国で は俸給の 特別調整 額)	管理又は監督の地 位にある者に支給 する。	職位に応じて、 77,300円～139,000円	同じ。		3,735千円	933,800円

(3) 自動車運送事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	9,259,229千円	345,285千円	6,505,115千円	70.3%	76.0%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	621人	2,473,963 千円	1,413,951 千円	1,084,760 千円	4,972,674 千円	8,008 千円	8,050千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況(平成19年度)

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を50%減額しています。(平成20年度も引き続き実施)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	44.9歳	390,753円	664,022円
政令指定都市平均(バス事業)	46.3歳	382,243円	658,355円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員				民 間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	45.0歳	448人	383,053円	661,298円	営業用バス運転手	47.3歳	489,200円	1.35
政令指定都市平均	46.3歳	600人	375,582円	654,013円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民 間(D)	C / D
川崎市	7,412,463円	5,870,900円	1.26

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。(平成17~19年の3ヶ年平均)

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含みます。

(注4) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を1.26倍した試算値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,734,806円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,820,735円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)		(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

区分		自動車運送事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		19年度		19年度	
一人当たりの平均支給額		2,533万円		2,682万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		315,601千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		503,351円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	588人	12%

工 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給総額(19年度決算)	40,079千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	83,498円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	74.77%
手当の種類(手当数)	1手当
手当の名称	主な支給対象職員
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員
	中休勤務に従事したとき
	10分につき25円

才 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	601,677千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	959,612円
支給実績(18年度決算)	650,825千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	964,185円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		137,566千円	220,812円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		57,496千円	92,289円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合 は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合 は距離に応じて 2,200円~5,500円	異なる。	自動車等使用の場合の最高限度額	30,247千円	48,241円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
休日勤務 手当	正規の勤務時間が 休日に当り、その休 日において、正規の 勤務時間中に勤務 することを命ぜら れた職員に支給す る。	勤務1時間当たりの 給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		199,862千円	331,446円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して、午後10時～翌 日の午前5時まで勤 務する職員に支給 する。	勤務1時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間 (実働時間)	同じ。		21,359千円	38,415円
管理職 手当(国で は俸給の 特別調整 額)	管理又は監督の地 位にある者に支給 する。	職位に応じて、 77,300円～139,000円 (50%減額中)	異なる。	減額措置 あり	10,064千円	419,292円

(4) 高速鉄道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	0円	0円	174,963千円	-	-

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	14人	65,420 千円	23,049 千円	34,380 千円	122,849 千円	8,775 千円	7,685千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速鉄道事業	43.4歳	453,746円	719,031円
政令指定都市平均(鉄道事業)	41.7歳	374,396円	629,087円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高速鉄道事業	普通会計関係			
1人当たり平均支給額(19年度)	1人当たり平均支給額(19年度)			
2,373,605円	1,820,735円			
(19年度支給割合)	(19年度支給割合)			
期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)			
3.0月分 (1.6月分)	勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%			
・管理職加算 管理職手当の月額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額			

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

区分		高速鉄道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員		19年度		19年度	
一人当たりの平均支給額		3,397万円		2,682万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		8,983千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		598,867円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	14人	12%

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給総額（19年度決算）	0円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	0%
手当の種類（手当数）	手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	1,368千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	136,800円
支給実績（18年度決算）	3,831千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	425,686円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ。		3,188千円	212,533円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・持家 7,400円 ・借家 10,600円	同じ。		1,141千円	76,067円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合 は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合 は距離に応じて 2,200円～5,500円	異なる。	自動車等使用の場合の最高限度額	2,118千円	141,200円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 $\times 100分の135$ \times 勤務時間	同じ。		0千円	0円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 77,300円～127,900円	同じ。		6,251千円	1,250,200円

(5) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に 占める職員給与費比率
19年度	34,064,559千円	1,908,427千円	11,038,282千円	32.4%	34.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	1,134人	4,317,663 千円	2,621,586 千円	1,949,011 千円	8,888,260 千円	7,838 千円	7,696千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年4月1日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	41.7歳	506,677円	1,226,191円
	看護師	36.4歳	317,410円	545,821円
	事務職員	41.5歳	418,287円	785,548円
政令指定都市平均	医師	44.8歳	549,663円	1,231,778円
	看護師	36.1歳	306,445円	516,841円
	事務職員	42.6歳	396,809円	665,142円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額(19年度) 1,672,029円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,820,735円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

区分	病院事業		普通会計関係	
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~20%加算する。
定年・勧奨退職した職員		19年度		19年度
一人当たりの平均支給額		2,496万円		2,682万円

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	530,294千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	459,925円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	12%	1,147人	12%

工 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給総額(19年度決算)	372,709千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	478,445円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	68.7%		
手当の種類(手当数)	5手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務等従事手当	(1) 病院に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)	月額8,000円	
	(2) 病院に勤務する栄養士、歯科衛生士、マッサージ師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理のうち医療社会事業の業務に従事する職員	月額2,000円	
夜間看護手当	病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	勤務1回につき 3,600円~7,200円
感染症病原体接触手当	医師	感染症病棟患者の診療の業務または感染症の病原体により汚染され、または汚染された疑いがある検体の試験もしくは検査の業務	従事した日1日につき 140円
	看護師	感染症病棟患者の看護業務	ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、または汚染された疑いがある検体の試験もしくは検査の業務または当該試験もしくは検査において使用した器具の洗浄の業務	
	臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務	
	ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣若しくは汚物の消毒の業務	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神病患者等入院業務手当	精神病患者等の入院のための移送業務に従事する者	精神病患者等の入院ための移送業務	1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に照射する業務等に従事する者	放射線を人体に照射する業務等	従事した日1日につき250円。 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。

才 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	852,828千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	752,053円
支給実績（18年度決算）	786,837千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	698,170円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	同じ。		293,242千円	2,172,166円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		73,057千円	234,904円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借り受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		93,020千円	93,676円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用する場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,200 円 ~ 24,500 円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		94,647千円	88,621円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 × 100分の135 × 勤務時間	同じ。		112,670千円	420,410円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 × 100分の25 × 勤務時間（実働時間）	同じ。		120,081千円	190,001円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務 1 回につき 6,000 円 ・5 時間以下の勤務は 3,000 円	同じ。		18,858千円	142,864円
管理職手当(国では俸給の額)特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 77,300円 ~ 145,100円	同じ。		51,487千円	1,095,472円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 8,000 円 ~ 12,000 円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合は その金額に100分の50を、 6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ。		0千円	0円